

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月11日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第43号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年大田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(3) その他必要な事項は、労働条件通知書において定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。